

議会議案第1号

新居浜市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市議会基本条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年3月16日提出

新居浜市議会議員 仙波憲一
新居浜市議会議員 伊藤謙司
新居浜市議会議員 三浦康司
新居浜市議会議員 藤田豊治
新居浜市議会議員 真木増次郎
新居浜市議会議員 山本健十郎

新居浜市議会基本条例の一部を改正する条例

新居浜市議会基本条例（平成25年条例第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7章 議会の体制整備（第18条—第20条）

第8章 補則（第21条・第22条）」を

「第7章 災害の対応（第18条—第21条）

第8章 議会の体制整備（第22条—第24条）

第9章 補則（第25条・第26条）」に改める。

第8章中第22条を第26条とし、第21条を第25条とし、同章を第9章とする。

第7章中第20条を第24条とし、第19条を第23条とし、第18条を第22条とし、同章を第8章とする。

第6章の後に次の1章を加える。

第7章 災害の対応

(災害時の議会の対応)

第18条 議会は、大規模災害等が発生した場合において、効果的かつ機動的な活動が図られるよう議会としての体制の整備に努めるものとする。

(災害時の議長の対応)

第19条 議長は、新居浜市災害対策本部（新居浜市災害対策本部条例（昭和39年条例第34号）に規定する災害対策本部をいう。）が設置された場合は、新居浜市議会災害対策会議を設置し、必要に応じて市長等と連携して、的確かつ迅速な対応を図るよう努めるものとする。

(災害時の議員の対応)

第20条 議員は、大規模災害等が発生したときは、被災者の安全の確保、避難所への誘導又は避難所に対する支援を行う等、共助の取組が円滑に行われるよう努めるものとする。

2 議員は、大規模災害等が発生したときは、被災状況、被災者の要望等の情報収集に努めるとともに、議員として参考できるよう態勢の保持に努めるものとする。

(その他災害の対応に関する事項)

第21条 この章に定めるもののほか、議会における災害の対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

口頭説明